入居の際の手続きについて

1 入居時期

入居時期は、公社が指定する入居開始日から 20 日以内です。この期間内にすみやかに入居してく ださい。

●家賃は、契約日(入居開始日)からお支払いいた だきます。

2 住宅の点検

引越しされるまでに住宅内を点検してください。 異状や故障があれば、担当のセンターまでお申し 出てください。なお、空き家住宅は、あくまでも以 前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅 のような状態でないことをあらかじめご了承願い ます。

3 水道・電気・ガスの使用申し込み

水道・電気・ガスは閉栓をしていますので、引越 しされるまでに指定店等に使用申し込みをお願 いします。

●電力自由化や都市ガス自由化に関する情報は、資源エネルギー庁のホームページでご確認ください。

4 引越しゴミ

引越時のゴミは、現在お住まいの市町村のルールに従って処分をお済ませください。

5 住民票などの手続き

入居後、住民票の異動手続きや就学児がおられる家庭は、転入学手続きを忘れずに行ってください。

2

家賃などのお支払い

1 家賃の支払い方法

預金口座振替による方法でお支払いいただきます。

公社指定口座振替取扱金融機関

みずほ銀行三菱UFJ銀行三井住友銀行りそな銀行京都銀行関西みらい銀行池田泉州銀行紀陽銀行一徳島大正銀行ゆうちょ銀行三井住友信託銀行

大阪府内の信用金庫(尼崎·京都中央·京都·きのくに信用金庫含む) 大阪府内の農協

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

2 家賃の支払い期日

当月分を当月28日(2月のみ26日)に預金口座から振替します。

金融機関が休日の場合は翌営業日です。

当日に預金残高不足で振替できなかったお客様に再振替サービスを実施しています。

再振替日は翌月8日(1月・5月は15日)です。 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

再振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面記載の金融機関の窓口ですみやかにお支払いください。

また、振替できなかったことにより発生する延滞 損害金を請求する場合があります。

家賃は契約日から契約終了日までお支払いい ただきます。月の途中で契約を締結された場 合、または契約が終了した場合は、その月の 家賃は日割となります。

なお、家賃等を3ヶ月以上滞納されますと契約解除、その他法的措置をとり、住宅を退去していただくこともありますので、期日を守ってお支払いいただきますようお願いします。

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

3 共益費について

団地の階段灯・防犯灯などの電気代、共同水栓 の水道料、給水施設などの維持管理費、団地内 の清掃や除草・樹木の手入れなど共用部の維持 管理のための費用として共益費をお支払いいた だきます。

なお、一部の団地では、自治会が運営を行っておりますので、当該団地にお住まいの皆さまは自治会を通じて支払っていただきます。